

## 大東市道路占用料 新料金表

占用物件	単位		旧占用料 (～R7)	R8 占用料	R9 占用料	R10～ 占用料	
	期間	数量					
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1年	1本	第1種電柱 3条以下の電線を支持	1,900	2,120	2,330	2,540
			第2種電柱 4条又は5条の電線を支持	2,900	3,240	3,570	3,900
			第3種電柱 6条以上の電線を支持	4,000	4,420	4,840	5,260
			第1種電話柱 3条以下の電線を支持	1,700	1,890	2,080	2,270
			第2種電話柱 4条又は5条の電線を支持	2,800	3,080	3,360	3,630
			第3種電話柱 6条以上の電線を支持	3,800	4,200	4,600	4,990
			その他柱類 柱部分のみ	130	170	200	230
	1年	1m	共架電線その他の上空に設ける綱類 電柱電話柱設置者以外	20	23	23	23
	1年	1m	地下電線その他の地下に設ける綱類 電線共同溝に収容するもの	10	12	13	14
	1年	1個	路上に設ける変圧器	1,300	1,610	1,920	2,220
	1年	1m <sup>2</sup>	地下に設ける変圧器	870	1,040	1,200	1,360
	1年	1個	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	2,600	3,250	3,890	4,530
	1年	1個	郵便差出箱	1,100	1,370	1,640	1,910
	1年	1m <sup>2</sup>	その他のもの	2,600	3,250	3,890	4,530
法第32条第1項第2号に掲げる物件	1年	1m	外径が0.07m未満のもの	—	96	96	96
			外径が0.07m以上 0.1m未満のもの	90	110	130	140
			外径が0.1m以上 0.15m未満のもの	130	160	190	210
			外径が0.15m以上 0.2m未満のもの	180	220	250	280
			外径が0.2m以上 0.3m未満のもの	—	410	410	410
			外径が0.3m以上 0.4m未満のもの	350	420	490	550
			外径が0.4m以上 0.7m未満のもの	—	960	960	960
			外径が0.7m以上 1.0m未満のもの	870	1,040	1,200	1,360
			外径が1.0m以上のもの	1,800	2,110	2,420	2,720
法第32条第1項第5号に掲げる施設	1年	1m <sup>2</sup>	上空に設ける通路	4,900	2,900	2,900	2,900
			地下に設ける通路	2,500	1,740	1,740	1,740
			その他のもの	2,600	3,250	3,890	4,530
るに第3条第3項第1号に掲げる施設	1日	1m <sup>2</sup>	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	80	60	60	60
に第道掲7路げ条例による第施作物1行件号令	1月	1m <sup>2</sup>	看板(アーチであるものを除く。)	330	420	500	580
			その他のもの	1年	1m <sup>2</sup>	4,060	4,640
余工事道第5項第4号に掲げる施設	路面を占用するもの	1月	1m <sup>2</sup>	720	580	580	580
に第道掲7路げ条例による第施作物9行設号令	上空を占用するもの	1月	1m <sup>2</sup>	480	290	290	290
に第道掲7路げ条例による第施作物9行設号令	建築物	1年	1m <sup>2</sup>	A[0.016を乗じて得た額	A[0.010を乗じて得た額	A[0.010を乗じて得た額	A[0.010を乗じて得た額
	その他のもの	1年	1m <sup>2</sup>	A[0.011を乗じて得た額	A[0.007を乗じて得た額	A[0.007を乗じて得た額	A[0.007を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	1年	1m <sup>2</sup>	A[0.025を乗じて得た額	A[0.025を乗じて得た額	A[0.025を乗じて得た額	A[0.025を乗じて得た額	

※占用物件「祭礼、縁日～」は、別途消費税の加算あり。